

家庭用アイロン台の検査マニュアル

2015年9月1日制定
一般財団法人製品安全協会

形式分類

脚部を有するもので、立位使用・座位使用兼用のものにあつては、基準が要求するそれぞれの安全性品質を満足すること。または、厳しい側の要求を満足すること。

安全性品質

1. (1) 基準

附属品を有するものは、附属品にも適用する。

1. (3) 基準

「平面上」で規定する「平面」とは、連続した均一な平らな面を有し、当該アイロン台を設置した際にたわみの生じないものとする。

例示として：定盤、建築用合板、板ガラス等

「すきまが生じないこと」とは、アイロン台が平面に接するどの部分（脚部を有するものは各脚部の末端）においても、官製ハガキ1枚の厚みが通過しないことをいう。

高さ調節機構や脚部伸展機構を有するものは、各調節位置において確認する。

1. (5) 基準

「確実に固定できる構造」とは、各調整位置において、2. (1) の強度試験を行った時に、当該調整位置から「ずれ」又は「はずれ」が生じないことをいう。

「緩み止めの処置」とは、ダブルナット、ロックナット、ゆるみ止めナット、かしめ（リベット）、ピン、ナイロンワッシャ、スプリングワッシャ等をいう。

または2つ以上の方法により固定されているものをいう。

1. (6) 基準

「固定具」とは、使用中に意図せず可動部に動きが生じないための防止機構（ロック機構等）をいう。

ストッパーは意図した方向に動くことを制限する機構であり、当該方向へ動くことを防

ぐロック機構と見なす。

1. (7) 基準

「確実に固定できる構造」とは、2. (2) の強度試験を行った時に、当該固定位置から脱落しないことをいう。

2. (1) 基準確認方法

本基準で要求する力の単位 (N) は、 $10\text{N} \doteq 1\text{kgf}$ で読み替え可能とし、以下要求項目に記載のNについても同様とする。

アイロン掛け面に加える力は、上記換算による相当の重さのおもりを載荷する方法も利用可能とする。

3. (1) 基準

高さ調整／脚部伸展機構を有するものは、最大使用高さにおいて試験するものとする。附属品を有するものにあつては、附属品を取り付けた場合と取り外した場合のいずれにおいても確認する。

3. (1) 基準確認方法

荷重点のそれぞれの位置は、脚取り付け部間中央部のアイロン掛け面上（アイロン台全長又は全幅の中央ではない）とし、当て板はアイロン掛け面の外縁からはみ出さないように設置する。

その製品に適用する試験値を加えた時に、脚部の浮き（転倒には至らない）が生じた場合は可とする。

3. (2) 基準

高さ調整／脚部伸展機構を有するものは、最大使用高さにおいて試験するものとする。附属品を有するものにあつては、附属品を取り付けた場合と取り外した場合のいずれにおいても確認する。附属品を取り付けた場合の試験は、基準2. (2) 表3で規定する力を附属品に加えた状態で行うものとする。

3. (2) 基準確認方法

10度の傾斜で脚部の浮き（転倒には至らない）が生じた場合は、製品安全協会と協議するものとする。

4. (1) 基準

耐食性を有する金属材料とは、アルミ合金、ステンレス等をいう。

防錆処理には、被覆、コーティング、塗装、メッキ等を含む。
附属品を有するものは附属品にも適用する。

4. (2) 基準確認方法

第三者検査機関による当該試験の試験成績書を以って確認する。

アイロンカバーが附属するものにあつては、これも含むものとする。

木質系の芯材を用いるものであつて、芯材の原板がF☆☆等級同等以上のものであることの証拠資料としては、以下のいずれかのものが活用できる。

- ・ 本体構造図／材料図（使用原板の品番等記入あるもの）及び当該原板のF☆☆部分が判別可能な写真等
- ・ 本体構造図／材料図（使用原板の品番等記入あるもの）及び当該原板のF☆☆材料登録情報がわかる資料等

表示及び取扱説明書

2. (4) ②基準確認方法

直接ひざの上にアイロン台を載せてアイロン掛けをすること、脚部を折り畳んだままでの使用、アイロン天板裏面から身体までの距離が十分でない状態で使用をすると、火傷の恐れがあることなどを具体例としてあげることがを妨げない。